

平成 2 2 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【 参考意見分 】

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	<p>Ⅲ. 一部事務組合への負担金等の支出について</p> <p>容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて</p> <p>容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを市民全体に認知してもらえることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。</p>	<p>玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>玉山地域のプラスチック製容器包装の分別収集については、平成28年10月から実施しております。</p> <p>また、紙製容器包装については、盛岡地域及び都南地域における費用対効果から、玉山地域については実施しないことになりましたが、平成27年4月から新たに実施している「雑がみ」収集に併せ、ごみ減量とリサイクルの徹底を図ってまいります。</p> <p>なお、岩手町においては、当分の間、容器包装の分別収集を実施しないとのことであります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。